2025年6月20日

適格消費者団体　特定非営利活動法人
　消費者ネットおかやま
　　理事長　河田 英正 様

株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス
電化営業部長
長原 敏明

回　答　書

貴法人からの2025年5月15日付け「申入書」に対し，以下のとおり回答いたします。なお，略語等については，特段の断りのない限り，従前の例によります。

1．中途解約時の精算条項・規定損害金に関するお申し入れについて

（1）　2024年12月12日付け「回答書」（以下，前回回答書といいます。）でもご回答したとおり，本リース契約の約款に精算条項を定めていないのは，本リース契約にて取り扱っている機器には中古市場がなく，引取り後には一律廃棄処分がなされているため，対象機器については残存価値が存在しないことによるものです。

この点に関し，貴法人は，使用された期間にかかわらず一律に残存価値が存在しないとすることは不合理であって，メルカリや楽天市場等において中古の給湯器等が販売されていると主張されています。

しかしながら，本リース契約の対象となるリース機器は，一旦設置されたものを取り外した時点でメーカー保証の対象から外れ，また，運搬・保管費用や再設置費用が高額に上ることに加え，再設置後の挙動も保証できない（各機器は使用年数のみならず使用場所の水質等にも影響を受けるため，品質・性能を担保することができません。）ことから，取り外した対象機器を安定的に買い取って再販売していただける事業者を探すことは難しい状況にあります。なお，貴法人は，中古品が販売されている市場としてメルカリや楽天市場等を挙げておられますが，弊社の事業においてそのような市場を流通に組み込んだ場合，品質保証の点でお客さまにご迷惑をお掛けすることにもつながりかねず，また，実際に売却ができるのかどうかも不明である中，多額の運搬・保管費用を講じることが求められるものとは解されません。

さらに，貴法人からは同業他社の例もご提示いただいているところ，当該他社のサービス提供の前提条件はわかりかねますが（なお，貴法人からご提示いただいた事業者はいずれもガス会社であるところ，ガス給湯器の場合には比較的コンパクトであり，電気設備や特殊工事等も不要であること等から，中古品の販売が可能であると仄聞しております。），弊社と同様の条件設定をされているリース事業者も複数存在しておりますので，ご指摘の点から直ちに法令違反と評価されることにはならないと考えております。

（2）　以上の点を措くとしても，何よりもご理解いただきたいのは，前回回答書においてもお伝えしましたとおり，弊社は転リーススキーム（リース会社が弊社に機器をリースし，弊社がこれをお客さまに更にリースするスキーム）によってリース機器を調達しているという点です。

すなわち，弊社はリース元の会社から対象機器のリースを受けている立場であるため，そもそも，弊社がお客さまの下から引き揚げた機器を処分することはできません。そして，弊社とリース元とのリース契約では，弊社とお客さまとの間のリース契約が中途解約された場合，対象機器を引き揚げた上でリース会社の指定する廃棄処分場に持ち込むことが求められ，かつ，リース会社に対しては，残存期間に対応するリース料金相当額を全て支払う必要があります。

つまり，本リース契約が中途解約されたとしても，弊社において発生する調達費用は減額されるものではなく，かつ，（仮に中古市場があったとしても）弊社が対象機器を転売することで損害額を軽減することはできない状況にあります。

（3） また，弊社が設定しているリース料の中に修理等の保守管理サービスの対価部分が含まれていること自体は否定しませんが，リース期間中に修理が必要となるケースはそれほど多くはない一方で，一度でも修理を実施すれば多額の費用が発生することから，弊社では，リース機器ごとに，過去の実績に鑑みてリース期間中に故障が生じる可能性，及び故障が生じた場合の修理費用等を勘案し，必要となる費用を，リース契約の数及び契約期間に応じて按分してリース料金に組み込んでいます。そのため，中途解約の場合に，残契約期間部分に相当する保守管理サービスに対応する按分相当額を減額すれば，弊社としては，全体として見込んでいた費用を徴収することができなくなってしまいますので，この点もやはり，中途解約が生じたからといって減額すべき（減額しなければ，弊社に生じる平均的な損害を超えることになる）ものとは解されません。

（4） 以上の次第ですので，本リース契約において弊社が採用している，中途解約後の残リース料相当額全額を規定損害金として支払う旨の条項は，当該リース契約の解除に伴い弊社に生ずべき平均的な損害を超えるものを定めたものではなく，それゆえ，消費者契約法第9条に違反するものではないと考えております。

弊社としては，お客さまによる中途解約時に過剰な規定損害金を徴収することで不当に利益を得るようなことは考えておりませんので，この点，ご理解賜れますと幸いです。

2．違約金に関するお申入れについて

貴法人から，本リース契約の約款第12条第4項及び同第16条の定めによれば，約定どおりに機器が返還された場合であっても違約金が発生するように読め，弊社が違約金を請求した場合には，お客さまが請求に応じてしまう可能性が高いことから，約定どおり機器が返還された場合には違約金を請求しない旨を約款上明確にすべきとのお申し入れを頂きました。

この点，前回回答書においてお伝えしたとおり，弊社の運用上，約定どおり機器が返還された場合には違約金を請求していないため，お客さまから違約金をいただくことはありませんが，当該運用を明確にするという観点から，ご指摘のとおり，約款を修正いたします。

なお，上述のとおり，運用上は直ちに問題が生じるものではないため，当該修正については，今後の約款修正時に合わせて対応させていただく所存ですので，ご了承のほど，よろしくお願いいたします。

以　上